

○藤井寺市地域部活動あり方検討委員会規則

令和5年7月26日教育委員会規則第7号

藤井寺市地域部活動あり方検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年6月15日条例第19号）第3条の規定に基づき、藤井寺市地域部活動あり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討委員会の目的)

第2条 検討委員会は、スポーツ庁及び文化庁が示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」に沿って、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する方策を検討する等、市内中学校の部活動（以下「部活動」という。）のあり方について協議することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域及び学校の実情を踏まえた部活動のあり方に関する事項
- (2) 部活動の持続可能な運営及び体制に関する事項
- (3) その他部活動の推進に関し必要な事項

第4条 検討委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) スポーツ推進委員
- (2) 体育協会加盟員
- (3) 保護者
- (4) 中学校管理職
- (5) 中学校教員
- (6) 協働人権課職員
- (7) 教育総務課職員
- (8) 学校教育課職員
- (9) 生涯学習課職員
- (10) スポーツ振興課職員
- (11) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が開催日前に議案を示して招集し、その議長となる。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他検討委員会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。